

京都市告示第 260号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年8月6日

京都市長 門川大作

道路の種類            府道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上黒田貴船線	左京区鞍馬本町616番地の1地先から	旧	メートル 262.60	メートル 4.50 ~ 5.90
	同区鞍馬貴船町185番地の1地先まで	新	262.60	7.10 ~ 23.00

(建設局土木管理部道路明示課)